

## 平成28年度 山梨県森林審議会（第1回） 会議録

1 日時：平成28年8月9日（火）午後2時00分～午後4時00分

2 場所：県庁防災新館 406会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）天野 公夫、清水 みどり、下澤 直幸、神宮寺 守、杉本 光男、相馬 保政、  
辻 一幸、中田 勝彦、宮澤 恭子、三好 規正、若尾 直子、若林 一明、若林 千  
賀子

以上13名

（事務局）小島森林環境部林務長、笹本森林環境部次長、小林森林環境部技監、市川森林環境総務課長、平塚みどり自然課長、金子森林整備課長、桐林林業振興課長、山田県有林課長、鷹野治山林道課長、島田中北林務環境事務所長、仲田峡東林務環境事務所長、田邊峡南林務環境事務所長、橘田富士・東部林務環境事務所長、関岡森林総合研究所長、森林整備課課長補佐、林業振興課課長補佐、県有林課課長補佐、森林環境総務課企画担当（1名）、森林整備課森林計画担当（3名）、森林育成・保護担当（1名）、林地保全・採石担当（1名）、林業公社改革推進担当（1名）

4 会議次第

（1）開会

（2）森林審議会委員 任命書交付

（3）職員紹介

（4）森林環境部 林務長あいさつ

（5）会長あいさつ

（6）議事

（7）閉会

5 議事に付した案件

（1）報告事項

- ・森林法第10条の2第1項の森林における開発の許可案件について
- ・「森林環境保全基金事業 第2期計画（案）」について
- ・山梨県林業公社の廃止手続きについて

（2）その他

## 6 開会

司会：

委員の皆様には、大変お忙しいところ、森林審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は司会進行を務めます森林整備課の小沢です。よろしくお願いいたします。

審議会に先立ちまして、この度、新たに森林審議会委員に就任されます中田勝彦様に、任命書を交付させていただきます。

林務長：

(中田委員に任命書を交付)

司会：

なお、中田委員には、退任されました齋藤委員の後任として、森林保全部会委員の会長指名も受けていただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から平成28年度第1回山梨県森林審議会を開催します。

最初に本日の森林審議会の成立についてですが、「山梨県森林審議会運営規則」第5条により、委員の出席が過半数以上とされております。当審議会の委員数は14名で、本日は13名の御出席をいただいておりますので、審議会が成立していることをご報告致します。

なお、森林審議会の審議は、公開となっております。議事録につきましては、後日、県庁ホームページより閲覧が可能となります。また、「山梨県森林審議会傍聴要領」により審議会の審議が傍聴可能となっており、本日も傍聴席が設定されております。

次に、本日は平成28年度の第1回目の森林審議会となりますので、出席している県職員を紹介致します。(所属長以上紹介)

次に、本日の資料の確認をお願い致します。お手元の配付資料一覧にありますとおり、本日の「次第」、「委員名簿」、「座席表」、「(資料1)森林法第10条の2第1項の森林における開発の許可案件一覧」、「(資料2)森林環境保全基金事業 第2期計画(案)」、「(資料3)山梨県林業公社の廃止手続きについて」以上となりますが、資料が不足している場合は、事務局にお申し出ください。

では、次第に従いまして、小島林務長よりあいさつを申し上げます。

林務長：

(あいさつ)

司会：

ありがとうございました。次に会長のあいさつをいただきます。社会長よろしくお願いいたします。

会長：

(あいさつ)

司会：

ありがとうございました。次に議長の選出であります、「山梨県森林審議会運営規則」第3条により、議長は会長があたることとなっておりますので、辻会長にお願いします。よろしくお願い致します。

議長

議事進行を務めさせていただきますので、よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。議事に入ります前に、本日の議事録署名委員を指名することとなっております。いかが取りはからったらよろしいでしょうか。お諮り致します。

委員：

(議長一任)

議長：

議長一任でよろしいでしょうか。

それでは議長から、指名をさせていただきます。中田委員と宮澤委員の二人に署名委員をお願いして、議事に入ります。

## 7 議事の概要

議長：

はじめに、「森林法第10条の2第1項の森林における開発の許可案件について」を議題と致します。事務局の説明をお願いします。

事務局：

森林整備課課長補佐の です。「森林法第10条の2第1項の森林における開発の許可案件について」説明致します。

(資料1「森林法第10条の2第1項の森林における開発の許可案件について」説明)

議長：

事務局の説明が終わりました。この説明内容についての質疑を行います。御質問がおありの方は、挙手をお願いします。

委員：

全国的に太陽光発電施設が増えてきていると思いますが、面積そのものは大きいものではなくても、こういうものが点として色々な所に出てくると、やがて点が面となり、長い目で見た時に、土砂の流出・崩壊、あるいは水源涵養といった機能に、将来的に何か影響を及ぼすおそれはない

のか、太陽光発電施設の今後の見通しはどのような状況になりそうなのか。それと併せて、林地開発の許可基準がどのようになっているのか、参考までに教えていただければと思います。

議長：

委員の質問について、事務局、回答をお願いします。

森林整備課長：

森林整備課長です。ただいまの御質問ですが、森林の公益的機能への影響についてであります。最後の御質問と重複するのですが、審査の基準と致しまして、4つの要件を定めております。1つ目は、開発により土砂の流出や崩壊等の災害を発生させるおそれがないこと、2つ目が、水害を発生させるおそれがないこと、3つ目が、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと、4つ目が、周辺の地域における環境を著しく悪化させることのないこと。森林法によりこの4つの要件を満たす場合には、許可しなければならないとされております。

もう一つの御質問ですが、太陽光発電の動向についてであります。太陽光発電は、平成24年度の買取価格が40円/kwで、平成28年度には24円/kwまで下がってきており、さらに見直しがされているということで、許可申請件数も一時に比べて少なくなっている状況です。

議長：

委員、よろしいでしょうか。

他の方、委員。

委員：

委員と被るのですが、この太陽光発電について、許可要件は4つあるとのことですが、使い終わった後の処理というか、廃棄物として相当有害な物を含んでいて、それをどこにどう片付けるかということは要件に入れないのでしょうか。

森林整備課長：

林地開発の許可の要件というのは、国が森林法で定めており、森林法の範囲で審査をしていくこととなります。例えば林地開発をして、その上に建物を作るような場合、建物に関しては審査対象ではなくて、建築基準法等の別の法令での審査となります。森林法で審査をする範囲というのは、先ほど言った4要件に抵触しないか、その開発によって危害を及ぼすようなことがないのか、というところに限られています。

委員：

その辺の連携はどうなっているのでしょうか。

森林整備課長：

開発案件に関しては、庁内で連絡調整をしています。例えば、今話題になっている太陽光発電施設に関わる住民の反対や合意形成についてもガイドラインを定めまして、エネルギー政策局で

指導しており、私どもが審査をする時には、そういったものがあることを紹介し、庁内で連携しながらそれぞれの視点で審査している状況です。

議長：

よろしいですか。

それでは、他に開発許可に関する御質問がある方、はい、委員。

委員：

森林法による開発許可の制限と言いますか、例えば森林面積の何パーセント以下までとか、緑被率何パーセント以下までなら開発を認めるとか認めないとか、そういう基準はあるのでしょうか。

森林整備課長：

基本的に1ヘクタール以上の開発に対して審査を行うことになっており、開発目的により残置森林率が定められています。例えばレジャー施設であれば、50パーセント以上となっています。

委員：

その基準に関して、太陽光発電ではどうなりますか。

森林整備課長：

太陽光発電施設につきましては、25パーセントとなっております。

委員：

それは県内で一律ですか。各市町村で条例が作られているというわけではないのですね。

森林整備課長：

これは国レベルで一律です。各市町村につきましては、例えば景観条例等を作っており、それぞれの市町村で異なる基準を設けています。

委員：

ありがとうございました。私は県で仕事をしていますが、県の場合は、各市町村で条例を作って規制をしているという話を聞いていたので、山梨県の場合はどうなのかなと、参考までに聞かせていただきました。

議長：

よろしいですね。次の質問、はい、委員。

委員：

先ほどの補足と言いますか、林地開発許可の場合は、先ほど説明いただいた4要件ということ

で、森林法ではその4要件の中でしか審査できないということですが、例えば景観であるとか生物多様性の問題であるとかは今の森林法では規制が難しいという場合に、例えば県なり市町村なり条例で、山梨条例を作るとか、そういったことは十分あり得ると思います。また、将来どうするかということになると、廃掃法の問題も出てきますし、色々な法律がクロスオーバーする案件だと思います。以前はなかった案件ですので、特に庁内の連携が必要ですし、場合によったら新規の規制等、条例等を作るということも選択肢の一つとして無くはないと思いますので、その辺のところは今後、他県の状況等も検討していただいて、以後の対応をお願いする方が良いのではないかと感じました。

議長：

他にいかがですか。はい、 委員。

委員：

太陽光発電に関連して、お伺いしたいと思います。林地開発許可の20分の10が太陽光発電関連ということで、今、話題になっていますが、昔、ゴルフ場の開発許可で、ある程度地域振興にもなったのですが、その後あちこち出来過ぎるということで、開発を許可しなかったことがあり、その時に知事が訴えられ、結果的に裁判に勝ったという事例がありました。太陽光発電もどの程度出てくれば、もうそろそろ…というのか、何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

森林整備課長：

今ご指摘のあった「どの程度まで」ということですが、なかなか難しいのですが、先ほど委員にお答えしたとおり、状況は徐々に変わってきていて、太陽光発電の単価自体が下がっていることを背景に、太陽光発電の許可件数は、平成25年度は6件、平成26年度は11件、平成27年度には6件、今年度はまだないということで、どんどん増えている状況ではないということです。

議長：

状況はそのようなところということで、よろしいですね。他にいかがでしょうか。 委員。

委員：

これらは県が許可したものだけだと思うのですが、今、田舎へ行くと耕作放棄地にたくさんこういうものができていて、全体的にもものすごい虫食い状況です。やはりそういうところも含めて総量規制みたいなものがないと、ますます環境にも悪影響だと思うので、検討していただけたらと思います。

議長：

全体的な枠の中で、ということですね。よろしいでしょうか。

それでは、質問もたくさん出たようですので、この辺で質疑を終わらせていただきます。

次に「森林環境保全基金事業 第2期計画(案)について」を議題と致します。事務局、まず

説明をお願いします。

事務局：

森林環境総務課長です。それでは「森林環境保全基金事業 第2期計画(案)について」資料2で説明させていただきます。

(資料2「森林環境保全基金事業 第2期計画(案)」(1)森林環境税の収入状況と税を活用した取り組み、アンケート調査結果について)説明)

議長：

まず今日までの取り組みについて説明を受けたところですが、これについての質問がありましたら伺いたいと思います。 委員。

委員：

2ページ、里山再生事業について、「計画を上回る成果」となっていますが、現実問題ではシカやクマ、イノシシが出没して、森林と人が住む所の境がだんだんなくなっているような実感を受けています。評価の指標の中に、そういったものを入れる必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長：

事務局でお答えを願います。

森林環境総務課長：

野生鳥獣の被害が生活環境の中に及んでいるとか、そういった実態などもわかるように指標とすることでしょうか。

例えば、モニタリング調査なども実施しておりますので、その中で検証できないかと思っています。

委員：

山梨県はシカが多いので、実際に被害にあった人もたくさんいると思います。そういったことに対する実態調査は必要ですし、それが里山の一つの役割であるならば、この計画を行うことによって、こういう風になってきたということが長期的に目に見えるようになった方が、税の使い道として理解を得やすいのではないかと思うので、ぜひご検討ください。

議長：

いかがですか、事務局。

みどり自然課長：

みどり自然課ですが、シカの被害につきましては、当課で管理捕獲等を進めているところです。

今年度につきましては、狩猟を含めて1万6千頭の捕獲を目指しているところです。被害につきましては、農業被害と林業被害を毎年出して把握しておりますが、それとこの「里山の整備」をリンクして評価することは非常に難しいかと思えます。特に山梨県にシカが多いということではなく、日本全国共通の課題ですが、これだけ管理捕獲を進めているところは他にないのではないかというくらい、管理捕獲が進んでいるところです。確かに委員のおっしゃるとおりの課題はあると思うのですが、生息数がしっかりと把握できて、それと里山の再生と結びつくかどうかというところがちょっと難しいかと思えますので、そこを評価指標にするのは課題として検討させていただきたいと思えます。

委員：

それでは、2番の里山再生事業で、効果に「不用木や侵入竹の除去・集積により、人と野生鳥獣の棲み分け等が図られました。」と書くのは、ちょっと無理があると思えます。そう言い切れるエビデンスをここに示して頂きたいと思えます。

森林整備課長：

今の御質問ですが、整備した箇所で地元の方々へのアンケート調査を実施しております。その中で、人と野生鳥獣との棲み分けが図られました、といったご意見を多数いただいておりますので、そういったアンケート調査に基づいて、効果を推測している状況です。

委員：

非常に誤解を受けやすい表現になってしまうし、やはり税金を使っている施策ですので、2番の「森林環境税を活用した取り組み」については、見える化をしていただきたいと思います。どこの森にどういった樹種が広葉樹林になっているかの分布図や、2番の里山再生事業にしても、どこで放置林を整備したのかということ、地図や県のホームページでも良いのですが、山梨県全体の地図の中で、ここはこう変わっていったと、見える化をした方がわかりやすいし、誤解も少なくなるのではないかと思います。

議長：

今の課題は、引き続き第2期計画の課題として、検討材料に入れていただければと思えます。

森林環境総務課長：

今、ご意見がございました見える化ということですが、事業の実施箇所の一覧を基金運営委員会等でもご報告させていただいておりますので、こういったものを、よりわかりやすい形で県民の皆様にお示しできるよう、検討したいと思えます。

議長：

どうぞ、委員。

委員：



3ページの甲斐の木づかい推進事業について2点お尋ねします。最初の計画で導入数が500で、結果的に692で非常に良かったというお話でしたが、実際にそう感じているのかということと、もう1点、どれだけの子供達に行き渡っているかということです。市で1年間に生まれてくる子供の数を考えても、すべて行き渡らない数です。その辺りについてはどのようにお考えかもう少し詳しくお聞きしたい。

もう一つ、その右側に県民参加の森林づくり推進事業というのがありますが、5年間の実績で115名というのは、少々寂しいです。後段の2期計画で意見を述べますので併せて検討してください。

議長：

第1期の内容について、事務局、何か答えはありますか。

林業振興課長：

林業振興課長です。甲斐の木づかい推進事業につきましては、市町村等に対して1/2の補助、それから上限が1組3万円という制度でして、実績が692組ですので、692人に行き渡ったという形になります。導入に熱心な市町村におきましては、ここの効果にも書いてありますように、子供達に木の良さを実感する機会を提供できたということで、好評をいただいているところであります。予算上の措置につきましても、第2期に続けていきたいと考えているところです。

議長：

では、質疑を続けます。 委員。

委員：

普及PRについてです。先ほど「社会全体で支える仕組み」の県民参加の森林づくりで、115名の方が参加したと書いてありますが、私も10月9日に参加しまして、非常に良かったと感じました。私は言ってみれば林業の専門ですが、一般の人達の感想を聞いてみると、一般の人達は森の中に入ると結構新鮮に感じるようで、それで皆さん、良かった良かったと言っていました。115名は何か少ないような感じがすると先ほどご意見がありましたが、これは応募した人が115名だったのか、その点確認をお願いします。

それから宣伝ですが、6月3日の山日新聞に、制度の周知が約4割だという新聞記事がありました。先ほどのアンケートでも話されましたが、周知が足りなかったかどうか、ということです。礼文島に行ってきましたが、林野庁が立てた保安林改良の看板がありました。非常にわかりやすく、そういう看板を立てるのも一つの手法だなと思いました。ただ、あちこちに立てるわけにもいかないでしょうから、多くの人に来るようなところに立てておけば、そういう森林作りをやっているんだ、基金でやっているんだ、というPRができるのではないかと思います。

議長：

他にどうですか、 委員。

委員：

荒廃森林再生事業のところで、現在の状況として、依然として多くの荒廃森林が存在するということですが、その5年間で実施された約3,900ヘクタールは、依然として残っている荒廃森林のどのくらいに当たるのでしょうか。

森林整備課長：

荒廃林につきましては、今、はっきりどこが荒廃林なのか、全数を掴んでいるわけではありません。ただ、この制度を始める時に、荒廃林のサンプリング調査を致しまして、その時の結果が約1万9千ヘクタールでした。この1万9千ヘクタールを20年かけてゼロしていこうという計画です。この荒廃林につきましては、一旦荒廃していた森林であっても、例えば所有者の方が森林経営計画等の中で整備することもありますし、逆に調査した時にはまだ荒廃していなかったものが、現在荒廃しているというケースもあります。そこで後ほど出てくるのですが、10年目、第2期目に向けて、もう一度荒廃林調査を行うという計画があります。いずれにしても20年計画で荒廃林の解消を目指すというのが、この事業の当初の目的です。

委員：

わかりました。

議長：

他に御質問、いかがですか。はい、委員。

委員：

2番の森林環境税を活用した取り組みのことについてですが、環境教育的な活動ということで、の森林体験活動支援事業と地域の森づくり活動支援事業については、参加される方が子供達やNPOですので、ぜひ5年間の活動内容のフィードバックをして欲しい。あと、継続していかないと意味がないので、次の第2期、第3期といった、長期目標があれば教えていただきたい。

議長：

第2期計画の質問も含まれていますので、前段の第1期計画の内容を。

みどり自然課長：

森林体験活動支援事業は、幼稚園、保育所、小・中学校、高校等の教育機関が対象ですが、色々な森林の中での活動に小さい時から親しんでいただいて、将来、緑化への意識を持ってもらう目的の事業です。これはずっと継続的に補助するものではなくて、これを始めのきっかけにしながら、その後はそれぞれの教育機関で自立的にやっただく目的でやっていますので、2回までの補助という縛りの中でやっています。非常に好評でして、最初、森林体験というとなかなかハードルが高かったのですが、やってみると同じ野外の活動でも、専門家にいろいろなサジェスションをいただきながらやることによって、より内容的に深められるということです。これにつきましては、終わった後にアンケート調査により追跡を行っており、その後のどういう活動につな

がったかという点のフォローをする中で、いろいろな助言等を行って、それぞれの学校で自立的な活動に繋げるような工夫をしています。

地域の森づくり支援事業につきましては、説明にあるように、国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金とバッティングしてしまい、そちらの方が定額交付で団体の自己負担がないということで、そちらに流れてしまっておりまして、第2期計画については、見直しをしているところです。

議長：

とりあえず第1期の内容ということで、あとは第2期計画の中でいろいろと提言をお願いしたいと思います。

他にありますか。はい、委員。

委員：

荒廃森林再生事業の面積と事業費ですが、森林環境税で全部やったわけではなく、所有者負担分をやっているということでもいいですね。国費も含んでいるということで。それと、3つの事業を足したものが3,871ヘクタールになるのか、それとも里山再生事業と広葉樹の森づくり推進事業は別々の数字になるのですか。

森林整備課長：

それぞれ別々の数字です。

委員：

もう一つ、私は今、町で「 」ということで、地域の森づくりをやっているのですが、1年目には地域の森づくり活動支援事業を使わせていただきました。ただし、補助率50%ということで、私達は40万円でやりましたが、20万円は自己負担でした。民間で森林経営計画もないような、元々畑であったようなところで森林整備をやったのですが、補助率が50%ということで、非常に大変でした。その次の年に森林・山村多面的機能発揮対策交付金という国からいただいた事業が100%補助で、我々はそれに乗り換えました。先ほどのアンケートだと、補助率はこのままでいく、ということですが、地元やNPOからは、補助率のかさ上げ、2/3とか3/4という話はないのでしょうか。それを伺いたいと思います。

みどり自然課長：

地域の森づくり活動支援事業につきましては、国の事業による交付金とバッティングがありましたので、第2期計画ではこの事業は廃止し、税事業を使わないで国の交付金の方で実施するという整理をしていますので、また後ほど説明させていただきます。

議長：

第2期計画で説明を受けたいと思います。他によろしいですか。

それではまだご質問もあられるようですが、この後、第1期から第2期への計画策定に当たっ

での考え方について、皆さんに提案や提言、また今までの現状からの内容等についての意見を加えてもらえればありがたいと思いますので、とりあえず第1期の内容は打ち切らせていただきます。

進行します。今後の森林環境税のあり方、第2期計画（素案）について、まず事務局の説明をお願いします。

事務局：

（資料2「森林環境保全基金事業 第2期計画（案）」（2）今後の森林環境税のあり方、第2期計画（素案）について」説明）

議長：

事務局から第2期計画についての説明が終わりました。それではこの計画についての質疑を行います。ご質問あるいはご提言等がありましたら、どうぞ発言してください。はい、委員。

委員：

6ページの（4）計画の見直し時期等というところですが、民有林内の人工林を対象とした管理状況の調査をするということで、非常に大事なポイントかと思ったのですが、不在地主、所有者不明林が非常に多くなってきていることや、地籍調査がなかなか進まないという状況があるとよく聞くのですが、これを推進するためにどのように対応を考えているのか、この辺りのところを含めて考えているのかお聞かせください。

それから（5）のところで国の森林環境税導入に係る対応ということですが、今、国の方で導入を検討中ということですが、どういった内容で、導入の見通しがどうなのか。農水省ではこういうことをやりたいということだと思えるのですが、こういう新しい税負担を課するという場合、国会議員の腰が引けてしまって、うまくいかないといったことが他にもあったと思います。そういう意味で、国会議員の方へ十分根回しというか、そういうものが必要かと思うのですが、その辺りの見通しについて、教えていただければと思います。

議長：

まず地籍調査の質問がありました。

森林整備課長：

地籍調査につきましては、どうしても森林の調査は後回しになっているところがあり遅れている状況ですが、今年森林法が改正され、林地台帳というものを各市町村が平成31年度までに作らなければならない、ということが決まりました。林地台帳というのは、森林所有者の情報、誰がどの森林を持っているのかを記載するもので、これに向けて県も市町村と連携しながら、台帳整備をこれから平成31年度までに進めていくということで準備を行っているところであります。

国の森林環境税についての御質問ですが、まだ形が全く見えていない状況で、今までの農水省や林野庁の要求の内容を見ていますと、温暖化対策として年間に森林整備をする目標が決められ

ており、これをやっていく上で、当初予算でなかなか確保できなくて、経済対策などの補正予算を合わせて何とかやっていくという予算繰りがずっと続いています。補正予算というのはない時はないかもしれないし、やる方も準備ができないというところがあって、安定財源としての森林環境税を要望しているということだと思います。県の森林環境税は、国補の充当できない森林所有者の負担分をやるのが主旨ですが、国では今ある国補の安定財源を確保したいという意向のようですが、まだ具体的な内容は明らかにされていないという状態です。

林務長：

補足ですが、質問の中に、農林水産省としてはやりたいけれども、なかなか国会議員等を含めてまだ合意が得られていないのではないかという話がありましたが、時期は未定ですが、国が仮称・森林環境税を導入すると、これは与党の税制大綱に書いてあることなので、正に国会議員の人達、与党の税調の中でそういう一定の合意形成ができた、今までは産業界の方と地方自治、農林サイドとの合意が得られなかったのですが、そういう段階に入ったということです。

委員：

場合によっては全国知事会や町村会等を通じて首長に働きかけをやっていただくとか、連携をとって、私は国税が必要だと考えておりますので、ぜひ県の方でも前向きに対応していただければと感じました。

議長：

他にいかがでしょうか。はい、委員。

委員：

の代表として述べさせていただきます。

以前、山梨県から県産材の柱プレゼントという補助がありました。昨年、一昨年と林野庁で大々的に木材利用ポイントという、住宅の国産材の補助、国産材を使えば商品を出しますという補助がありました。山梨県の以前のやり方は、県産材を活用すれば、何立方使えば、柱をプレゼントしますというもので、金額は1棟につき30万円くらいだったかと記憶しております。木材利用ポイントが始まった段階で、山梨県の柱プレゼントがなくなり、林野庁の木材利用ポイントが昨年度で終了しました。ですから今は、県産材を活用した住宅に対する補助が全くありません。ここに基本施策の2で「木材・木質バイオマスの利用促進」という項目が入っています。住宅を建てる方々は、県産材や国産材というものに非常に愛着をもっていますので、県産材の利用を進める事業を来年度以降ぜひ復活していただきたい。木材をみんなが使えば山林が復活するという理論を私は持っておりますので、木材を住宅に活用する、県産材の活用事業ということで、その辺からも県民に親しく県産材を利用するということを進めて欲しいと思っています。

議長：

今の委員の意見ですが、事務局、考え方がありますか。

林務長：

資料の7で新しい税事業の仕組みというか、大枠の考え方を示していますが、税事業ということで限定しますと、やはり荒廃森林再生事業という、1万9千ヘクタール程度あると言われていた荒廃林を20年間で片付けていくことを確保していくために、どうしても財源を集中してやっていく必要があるということで、残念ながら木質バイオマスの利用推進については重要な柱の一つではありますが、税事業の考え方としては、第1期の実績並みと考えているところです。ただ委員からいただいた意見につきましては、税事業以外の手段で何か実施できないか、我々の方でも検討していきたいと考えております。税事業ということに関しましては、大きな枠組みである、税を取って荒廃林を片付けようと事業がスタートした経緯を踏まえ、御理解いただけたらと考えております。

議長：

他にいかがでしょうか。 委員。

委員：

山梨県は四方を森林に囲まれていて、森林を資源として使わない手はないということで、第2期計画の柱の 社会全体で支える仕組みのPR経費というところですが、これは県内の税を納めている県民を対象というよりも、2020年の東京オリンピックの時に、山梨県産材を日本中で使えたらいいと思いますので、山梨県の森林というものに対するPRを、もう少し拡大して日本中に広めてほしいと思います。

議長：

ありがとうございました。他に、 委員。

委員：

基本施策の が一番大切な課題だということは重々承知した上での話ですが、基本施策の 学校施設における学習用備品の整備に対する助成が金額的にわずかですけれども減額されている。何とかならないのか、というのが本当のところ。子供達にもし行き渡らせるという主旨でやるならば、やはり1年生で入学した子供全部に行き渡るくらいのことは、できないでしょうか。もしできないのであれば、先ほど別の予算で、という話もありましたから、そういうことも考えないと抜本的にこの事業が生きないと思います。ここへ来る前に業者に机と椅子1セットでいくらかになるのか聞いたところ1万7千円と言っていました。多くの小学校で使っている可動式の物です。もし助成金1/2出しますと言えば、多くの学校で手を挙げてくれると思います。もう少し積極的に学校や教育委員会に働きかけたらいかがですか、と申し上げたい。重ねて申しあげますが、ぜひそのことはご検討いただきたい。

それからもう一つ、机・椅子だけではなく、申請する学校には何か学校に必要な家具を贈る事業があってもいいのではないのでしょうか。先ほど県産材振興って言われましたが、パンフレットを100万部作るよりも、そういうものを贈って主旨を説明の方が絶対効果があると思っています。私の経験ですが、現職の時に、学校林がありましたから、学校林から木を伐りだして、地

元の製材屋さんに行って、その木はすぐに使えませんから製材屋さんにある木と等価交換していただいて、図書館の書架を作ったことがあります。実際にサクラ材やブナ材なんかで買うと、30万円から40万円もするのです。それを地元の学校林の木でできるということになると、子供も喜ぶし、地元の人も大喜びです。だから、もうちょっとソフトにお金を使うような方法、人を活用するような方法を考えていただきたいと思います。私は　　というところで活動を始めて11年になりますが、みんなボランティアでやっています。緑の募金事業から助成金をいただいておりますが、私達はみんな手弁当です。我々ばかりではなくもっと他にも、山梨の森を何とかしなければならぬ、材を活用しよう、という人は大勢いると思います。そういう人達を集めてお金を使う方法を考えてもらった方がずっと効果的だと思います。ですから、活用の仕方、それから人の使い方については十分に検討していただいて、そして私達を上手に使ってもらいたい、生かして使ってもらいたいと思います。

議長：

わかりました。はい、　　委員。

委員：

先ほど林務長の答弁に税事業で20年という言葉がありました。この「20年」の意味をお聞かせ願いたいと思います。

森林整備課長：

税事業の中で一番ポイントになっているのが荒廃森林の解消ということです。先ほど申し上げたように、荒廃森林が1万9千ヘクタールほど見込まれるという状況の中で、制度設計の時に県民の税負担も考え、20年くらいで解消できるような制度にしようということで、その「20年」というのを決めたところです。

相馬 委員：

その場合、その後の保育をどう考えているのか。おそらく針葉樹でしたら、40～50年保育しないと利用価値がない。　　もそうですが、ここ20～25年も木材市場の影響で、手が入らなかった。こういうものに伐期が来ているからといっても、伐れたとしても売り物にならない。そういう状況に20年後に陥るのではないかと、こんな気がしてなりませんので、その辺はどうでしょうか。

森林整備課長：

林業の中で森林整備を推進していこうというのは、もう一つの流れとしてありまして、それは昨年度この審議会でもご審議いただいた「森林・林業振興ビジョン」に基づいて林業の振興を図っていくということです。税事業については、荒廃森林を強度に間伐して針広混交林にしていく、要は材として使っていくという林業の視点ではなく、環境的な意味合いを持たせて針広混交林を作っていこうという考えで進めている事業で、その2つ、林業振興の取り組みと森林環境税を使った荒廃森林の解消、2つの柱で施策を進めていくということです。

議長：

それでは、第2期計画の概要が今説明されて、質疑の中でいろいろと提言を出されたところで、素案についての質疑は、もう少ししたいところですが、1つ座長から言わせていただきたいと思えます。今まで森林環境税でこういう活動を県が主導的にやっていただいて、それなりの効果は出ているわけですが、アンケートにも出ているように、いま一つこの価値が県民に行き渡っていないということと、どこへ税が生かされているのかということが、具体的に広く県民に浸透していないと思うのです。そこで、次の第2期では、この分野は森林環境税として生きているということを、強烈に県民に謳っていく施策が必要だと議長として思うのです。それには今までの延長ではなくて、こういう形で森林環境税を、という提案があるとすれば、ここで聞きしたいし、このあとの機会でも委員の皆さんから事務局の方へ提案していただければありがたいと思えます。5年間の計画がこれだけ出ているけれども、森林環境税として独自性のあるものを県民に訴えていくことが、県民に広く浸透していくために必要です。今までの第1期の内容でいったら、確かに恩恵を受けている人達はそれぞれの場にいるわけですが、森林環境税というのは何に使われたのか、何をしてきたのか、ということのインパクトというか、強烈な印象がありません。県独自の税として、しかも森林という切り口で打ち出しているだけに、そのことが大事だと思えますので、さらなる検討をお願いして、素案の第2期計画を終わらせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。たぶん私と同じような感情を持っている委員さんも多いと思えます。もう少し県民の税金を森林のここへというような訴え方ができれば、効果が出てくると思うような気もします。

議事を進めさせていただきます。報告事項の3番目であります。「山梨県林業公社の廃止手続きについて」を議題と致します。事務局、説明をお願いします。

事務局：

それでは資料3に基づいて説明させていただきます。

(資料3「山梨県林業公社の廃止手続きについて」説明)

議長：

山梨県林業公社の廃止手続きについて、経過の説明がありました。来年の3月末をもって公社を解散するという手続きをしているところですが、内容は今の説明のとおりです。これについての質疑を行います。ご質問・ご意見がありましたら、どうぞ。

林業公社は良い時代の設立だったわけですが、林業と木材価格の低迷の中で、こういう事態になって、全国的に各県の林業公社も、これ以上の苦難の道を歩いているのが現実であります。何年か前に全国の林業公社の赤字は1兆円以上だというようなこともあったわけですが、そうした中でも山梨県の林業公社は努力して、早い時期にこういう締めくくりに踏み切って、あらゆる手続きに関係者が努力をしてきたのだろうと思えます。

何かご質問・ご意見はございますか。よろしいでしょうか。実情はこういうことですので、御理解をいただきたいと思えます。

以上をもちまして、報告事項3件についての報告事項を閉じさせていただきます。他に委員の



皆様から何かありますか。

終わらせていただいてよろしいでしょうか。以上をもって3案件の議案を終わらせていただきます。議長の座を降ろさせていただきます、ご協力ありがとうございました。

司会：

それでは長時間にわたりまして、ご審議をいただく中、貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。以上をもちまして、本日の森林審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

以上